

# 特定非営利活動法人 とよたエコ人プロジェクト

## 設立総会 議案書

日 時 平成 20 年 12 月 7 日（日） 10 時 00 分～10 時 15 分

場 所 豊田市環境学習施設「eco-T（エコット）」多目的室  
愛知県豊田市渡刈町大明神 39-3 渡刈クリーンセンター内

### 議 案

第 1 号議案 特定非営利活動法人とよたエコ人プロジェクトの設立趣旨について

第 2 号議案 特定非営利活動法人とよたエコ人プロジェクトが特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号及び同法第 12 条第 1 項第 3 号に該当することの確認について

第 3 号議案 特定非営利活動法人とよたエコ人プロジェクトの定款について

第 4 号議案 設立当初の財産目録について

第 5 号議案 設立の初年度及び翌年度の事業計画について

第 6 号議案 設立の初年度及び翌年度の収支予算について

第 7 号議案 役員を選任について

第 8 号議案 設立代表者の選任について

第 9 号議案 事務所の決定について

## 設立趣旨書（案）

## 1 趣旨

現在、社会は環境問題をはじめとする様々な課題を抱え、地に足のついたビジョンを描くことの難しさに直面しています。

豊かな未来をつくるためには、一人ひとりが自分たちの価値観や暮らしを見直し、「未来へとつながる現在」を生きる自覚と責任を持って行動していくことが必要不可欠であると考えます。そのために私たちは、参加体験型の学習活動を展開し、自ら感じ、考え、行動することのできる人づくりを進めます。

また、情報の収集発信、調査研究や政策提言、環境配慮型商品やサービスの普及促進などを通じて、市民、企業、行政の共働により、笑顔あふれる「エコライフとよた（持続可能な地域社会）」の実現に向けて行動します。

<私たちが思い描く「エコライフとよた」の姿>

- ・地域の資源を活かす社会
- ・安心、安全な衣・食・住のある社会
- ・地域の将来像を地域の人たちで描き出せる社会

## 2 申請に至るまでの経過

私たちは、平成15年度に基本計画策定から始まった豊田市環境学習施設 eco-T（エコット）の一連の活動を通して知り合い、活動理念などについての話し合いを続けてきました。その中で、より主体的に市民が「エコライフとよた」推進の担い手として活動するための基盤となる市民団体の必要性を共有しました。平成20年4月から11月にかけて、設立に向けた準備会議を16回開催し、市民団体の基本構想づくりを進めてきました。

平成20年12月7日、この理念・趣旨に共感を得て賛同する人が eco-T に集合、設立総会を開催し、特定非営利活動法人とよたエコ人プロジェクトを設立することとなりました。

平成20年12月7日

特定非営利活動法人とよたエコ人プロジェクト  
設立代表者 住所

氏名

印

## 確 認 書 (案)

特定非営利活動法人とよたエコ人プロジェクトは、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、平成20年12月7日に開催された設立総会において確認しました。

平成 年 月 日

特定非営利活動法人とよたエコ人プロジェクト

設立代表者 住所又は居所

氏名

印

## ※法第2条第2項第2号

その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

## ※法第12条第1項第3号

当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）
- ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下、「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

## 特定非営利活動法人とよたエコ人プロジェクト 定款 (案)

## 第1章 総則

## (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人とよたエコ人プロジェクトという。

## (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県豊田市に置く。

## 第2章 目的及び事業

## (目的)

第3条 この法人は、市民、市民団体、企業、行政、学校等に対して、環境に配慮した行動のできる人づくりや環境行動の実践普及促進、環境まちづくりの推進に関する調査研究、政策提言などの事業を行い、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 消費者の保護を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

## (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 市民、市民団体、企業、行政、学校等を対象とした環境学習事業
- (2) 環境学習や環境まちづくりを行う市民、市民団体、企業、行政、学校等への支援、連携事業
- (3) 環境配慮型商品、環境配慮型サービスの普及促進事業
- (4) 環境行動促進及び環境まちづくり推進に関する調査研究、政策提言事業
- (5) 市民の参加促進、環境行動促進のための情報受発信事業
- (6) 環境学習施設等の管理運営事業
- (7) その他、法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

## (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

2 本定款に定める以外の会員に関する規定は理事会で定める。

**(入会)**

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

**(会費)**

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

**(会員の資格の喪失)**

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

**(退会)**

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

**(除名)**

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

**(抛出金品の不返還)**

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

**第4章 役員及び職員**

**(種別及び定数)**

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以下
  - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人以上3人以下を副代表理事とする。

**(選任等)**

第14条 理事及び監事は、総会において、正会員の中から選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超え

て含まれることにはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときまたは代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。

#### (欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

**(職員)**

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

**第5章 総会****(種別)**

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

**(構成)**

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

**(権能)**

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 役員を選任または解任、職務及び報酬
- (6) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他運営に関する重要事項

**(開催)**

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

**(招集)**

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ若しくは電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

**(議長)**

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

**(定足数)**

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

**(議決)**

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(表決権等)**

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

**(議事録)**

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

**第6章 理事会**

**(構成)**

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

**(権能)**

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 会費の額
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

**(開催)**

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。



- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

**(招集)**

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ若しくは電子メールをもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

**(議長)**

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

**(議決)**

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(表決権等)**

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

**(議事録)**

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

**第7章 資産及び会計**

**(資産の構成)**

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

#### **(資産の管理)**

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

#### **(会計の原則)**

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### **(事業計画及び予算)**

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならぬ。

#### **(暫定予算)**

第43条 第42条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。  
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### **(予備費の設定及び使用)**

第44条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。  
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならぬ。

#### **(予算の追加及び更正)**

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

#### **(事業報告及び決算)**

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。  
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### **(事業年度)**

第47条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

#### **(臨機の措置)**

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならぬ。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

### (解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で決議した者に譲渡するものとする。

### (合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

### (細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	小泉 達也
副代表理事	松浦 貴子
副代表理事	河原 勝則
理事	岩月 桂子
同	坂本 竜児
同	長嶋 一枝
同	萩原 喜之
同	萩原 恵子
同	南谷 五郎
同	山口 重春
監事	石村 正行
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から最初の総会が終結するまでとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 21 年 5 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 年会費

正会員	10,000 円		
賛助会員	個人	一口 1,000 円	一口以上
同	学生	一口 500 円	一口以上
同	非営利団体	一口 3,000 円	一口以上
同	営利法人	一口 10,000 円	一口以上
  - (2) 期間 申し込みをした日から平成 22 年 5 月 31 日まで

## 設立当初の財産目録（案）

平成20年12月7日現在

特定非営利活動法人とよたエコ人プロジェクト

科 目・適 用	金 額 （単位：円）	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
現金 現金手許有高	0	
普通預金	0	
流動資産合計		0
2 固定資産	0	
固定資産合計		0
資産合計		0
II 負債の部		
1 流動負債	0	
流動負債合計		0
2 固定負債	0	
固定負債合計		0
負債合計		0
正味財産		0

## 1 事業実施の方針

特定非営利活動法人とよたエコ人プロジェクトは、市民、市民団体、企業、行政、学校等に対して、環境に配慮した行動のできる人づくりや環境行動の実践普及促進、環境まちづくりの推進に関する調査研究、政策提言などの事業を行い、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的として、下記の事業を計画実施する。

具体的には、本法人の定款第5条第1項の事業として、(1)環境学習事業、(2)環境学習等への支援、連携事業、(3)環境配慮型商品等の普及促進事業、(4)調査研究・政策提言事業、(5)情報受発信事業、(6)環境学習施設等の管理運営事業を実施する。

本年度は、設立直後であることから、次年度以降の活動に備えた準備活動期として、運営体制の基盤整備を図る。

## 2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

### (1) 環境学習事業

#### ① 事業内容

市民、市民団体、企業、行政、学校等を対象とした参加体験型の環境学習事業を展開するための基盤整備を図る。

#### ② 実施予定日時

通年

#### ③ 実施予定場所

豊田市内

#### ④ 従事者の予定人数

3名

#### ⑤ 受益対象者の範囲及び予定人数

今年度は基盤整備のため直接的な受益者には結びつかない

#### ⑥ 収入見込み額

0（千円）

#### ⑦ 支出見込み額

0（千円）

### (2) 環境学習等への支援、連携事業

#### ① 事業内容

環境学習や環境まちづくりを行う市民、市民団体、企業、行政、学校等への支援、連携事業を展開するための基盤整備を図る。

#### ② 実施予定日時

通年

#### ③ 実施予定場所

豊田市内

#### ④ 従事者の予定人数

3名

#### ⑤ 受益対象者の範囲及び予定人数

今年度は基盤整備のため直接的な受益者には結びつかない

#### ⑥ 収入見込み額

0（千円）

#### ⑦ 支出見込み額

0（千円）

## (3) 環境配慮型商品等の普及促進事業

- ① 事業内容  
環境配慮型商品、環境配慮型サービスの普及促進事業を展開するための基盤整備を図る。
- ② 実施予定日時  
通年
- ③ 実施予定場所  
豊田市内
- ④ 従事者の予定人数  
3名
- ⑤ 受益対象者の範囲及び予定人数  
今年度は基盤整備のため直接的な受益者には結びつかない
- ⑥ 収入見込み額  
0 (千円)
- ⑦ 支出見込み額  
0 (千円)

## (4) 調査研究、政策提言事業

- ① 事業内容  
環境行動促進及び環境まちづくり推進に関する調査研究、政策提言事業を展開するための基盤整備を図る。
- ② 実施予定日時  
通年
- ③ 実施予定場所  
豊田市内
- ④ 従事者の予定人数  
3名
- ⑤ 受益対象者の範囲及び予定人数  
今年度は基盤整備のため直接的な受益者には結びつかない
- ⑥ 収入見込み額  
0 (千円)
- ⑦ 支出見込み額  
0 (千円)

## (5) 情報受発信事業

- ① 事業内容  
市民の参加促進、環境行動促進のための情報受発信事業を展開するための基盤整備を図る。
- ② 実施予定日時  
通年
- ③ 実施予定場所  
豊田市内
- ④ 従事者の予定人数  
3名
- ⑤ 受益対象者の範囲及び予定人数  
今年度は基盤整備のため直接的な受益者には結びつかない
- ⑥ 収入見込み額  
0 (千円)

- ⑦ 支出見込み額  
0（千円）

第5号議案
-------

(6) 環境学習施設等の管理運営事業

① 事業内容

環境学習施設等の管理運営事業を展開するための基盤整備として、実績のある NPO 法人等において OJT を実施し、管理運営のためのノウハウを吸収する。

② 実施予定日時

通年

③ 実施予定場所

豊田市内

④ 従事者の予定人数

7名

⑤ 受益対象者の範囲及び予定人数

今年度は基盤整備のため直接的な受益者には結びつかない

⑥ 収入見込み額

0（千円）

⑦ 支出見込み額

0（千円）



## 1 事業実施の方針

特定非営利活動法人とよたエコ人プロジェクトは、市民、市民団体、企業、行政、学校等に対して、環境に配慮した行動のできる人づくりや環境行動の実践普及促進、環境まちづくりの推進に関する調査研究、政策提言などの事業を行い、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的として、下記の事業を計画実施する。

具体的には、本法人の定款第 5 条第 1 項の事業として、(1)環境学習事業、(2)環境学習等への支援、連携事業、(3)環境配慮型商品等の普及促進事業、(4)調査研究・政策提言事業、(5)情報受発信事業、(6)環境学習施設等の管理運営事業を実施する。

本年度は、設立直後であることから、次年度以降の活動に備えた準備活動期として、運営体制の基盤整備を図り、環境学習事業等の一部の事業については試行的に実施する。

## 2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

### (1) 環境学習事業

#### ① 事業内容

市民、市民団体、企業、行政、学校等を対象とした参加体験型の環境学習事業を展開するための基盤整備を図る。また、要望に応じて、公共施設等において試行的に環境学習講座を実施する。

#### ② 実施予定日時

随時（5 回程度）

#### ③ 実施予定場所

豊田市内

#### ④ 従事者の予定人数

10 名

#### ⑤ 受益対象者の範囲及び予定人数

一般市民 20 名×5 回=のべ 100 名

#### ⑥ 収入見込み額

50（千円）

#### ⑦ 支出見込み額

50（千円）

### (2) 環境学習等への支援、連携事業

#### ① 事業内容

環境学習や環境まちづくりを行う市民、市民団体、企業、行政、学校等への支援、連携事業を展開するための基盤整備を図る。また、要望に応じて、環境学習講座の講師や学習教材の紹介等の相談対応、企業等が行う環境イベント等への出展等を行う。

#### ② 実施予定日時

随時（5 回程度）

#### ③ 実施予定場所

豊田市内

#### ④ 従事者の予定人数

10 名

#### ⑤ 受益対象者の範囲及び予定人数

一般市民

#### ⑥ 収入見込み額

100（千円）

#### ⑦ 支出見込み額

100（千円）

## (3) 環境配慮型商品等の普及促進事業

- ① 事業内容  
環境配慮型商品、環境配慮型サービスの普及促進事業を展開するための基盤整備を図る。
- ② 実施予定日時  
通年
- ③ 実施予定場所  
豊田市内
- ④ 従事者の予定人数  
3名
- ⑤ 受益対象者の範囲及び予定人数  
今年度は基盤整備のため直接的な受益者には結びつかない
- ⑥ 収入見込み額  
0 (千円)
- ⑦ 支出見込み額  
0 (千円)

## (4) 調査研究、政策提言事業

- ① 事業内容  
環境行動促進及び環境まちづくり推進に関する調査研究、政策提言事業を展開するための基盤整備を図る。
- ② 実施予定日時  
通年
- ③ 実施予定場所  
豊田市内
- ④ 従事者の予定人数  
3名
- ⑤ 受益対象者の範囲及び予定人数  
今年度は基盤整備のため直接的な受益者には結びつかない
- ⑥ 収入見込み額  
0 (千円)
- ⑦ 支出見込み額  
0 (千円)

## (5) 情報受発信事業

- ① 事業内容  
市民の参加促進、環境行動促進のための情報受発信事業を展開するための基盤整備を図る。
- ② 実施予定日時  
通年
- ③ 実施予定場所  
豊田市内
- ④ 従事者の予定人数  
3名
- ⑤ 受益対象者の範囲及び予定人数  
今年度は基盤整備のため直接的な受益者には結びつかない
- ⑥ 収入見込み額  
0 (千円)
- ⑦ 支出見込み額  
0 (千円)

## (6) 環境学習施設等の管理運営事業

## ① 事業内容

環境学習施設等の管理運営事業を展開するための基盤整備として、実績のあるNPO法人等においてOJTを実施し、管理運営のためのノウハウを吸収する。

また、環境学習施設等の運営を担うための企画・提案を行う。

## ② 実施予定日時

通年

## ③ 実施予定場所

豊田市内

## ④ 従事者の予定人数

7名

## ⑤ 受益対象者の範囲及び予定人数

今年度は基盤整備のため直接的な受益者には結びつかない

## ⑥ 収入見込み額

0(千円)

## ⑦ 支出見込み額

0(千円)

平成21年度「特定非営利活動に係る事業会計」収支予算書  
平成21年3月19日(団体成立の日)から平成21年5月31日まで

特定非営利活動法人とよたエコ人プロジェクト

科 目	金 額 (円)		備 考
I 収入の部			
1 財産運用収入	0	0	
2 会費収入			
1) 正会員会費収入	200,000		正会員10,000円×20名 個人1,000円×10名、非営利団体3,000円×3団体、 営利法人10,000円×3団体、学生会員500円×10名 (会費はH22年度分も含む)
2) 賛助会員会費収入	54,000	254,000	
3 事業収入			
1) 環境学習事業	0		
2) 環境学習等への支援、連携事業	0		
3) 環境配慮型商品等の普及促進事業	0		
4) 調査研究、政策提言事業	0		
5) 情報受発信事業	0		
6) 環境学習施設等の管理運営事業	0		
7) その他事業	0	0	
4 補助金等収入			
1) 民間補助金収入	0		
2) 受託収入	0	0	
5 寄付金収入			
1) 寄付金収入	0	0	
6 雑収入			
1) 雑収入	0	0	
当期収入合計			254,000
II 支出の部			
1 事業費			
1) 環境学習事業	0		
2) 環境学習等への支援、連携事業	0		
3) 環境配慮型商品等の普及促進事業	0		
4) 調査研究、政策提言事業	0		
5) 情報受発信事業	0		
6) 環境学習施設等の管理運営事業	0		
7) その他事業	0	0	
2 管理費			
1) 役員報酬	0		
2) 給料手当	0		
3) 臨時雇賃金	0		
4) 福利厚生費	0		
5) 会議費	4,000		理事会2回 会議参加交通費 電話料1万円、郵送料5千円 等
6) 旅費交通費	4,000		
7) 通信運搬費	15,000		
8) 消耗什器備品費	0		
9) 消耗品費	50,000		事務用消耗品費等
10) 印刷製本費	10,000		チラシ印刷費
11) 光熱水料費	0		
12) 賃借料	20,000		事務所費
13) 保険料	5,000		損害保険料
14) 諸謝金	0		
15) 租税公課	0		
16) 雑費	0	108,000	
3 固定資産取得支出			
1) 電話加入権購入支出	0		
2) 什器備品購入支出	0	0	
4 予備費			
1) 予備費	0	0	
当期支出合計			108,000
当期収支差額			146,000
設立時資金有高			0
次期繰越収支差額			146,000

平成22年度「特定非営利活動に係る事業会計」収支予算書(案)

平成21年6月1日から平成22年5月31日まで

特定非営利活動法人とよたエコ人プロジェクト

科 目	金 額 (円)		備 考
I 収入の部			
1 財産運用収入	0	0	
2 会費収入			
1) 正会員会費収入	50,000		正会員10,000円×5名
2) 賛助会員会費収入	41,000	91,000	個人1,000円×10名、非営利団体3,000円×2団体、 営利法人10,000円×2団体、学生会員500円×10名
3 事業収入			
1) 環境学習事業	50,000		10,000円×5回
2) 環境学習等への支援、連携事業	100,000		20,000円×5回
3) 環境配慮型商品等の普及促進事業	0		
4) 調査研究、政策提言事業	0		
5) 情報受発信事業	0		
6) 環境学習施設等の管理運営事業	0		
7) その他事業	0	150,000	
4 補助金等収入			
1) 民間補助金収入	400,000		はじめの一步助成金、モリコロ基金など
2) 受託収入	0	400,000	
5 寄付金収入			
1) 寄付金収入	0	0	
6 雑収入			
1) 雑収入	0	0	
当期収入合計			641,000
II 支出の部			
1 事業費			
1) 環境学習事業	50,000		(講師料3,000円×2人、交通費2,000円×2人)×5回
2) 環境学習等への支援、連携事業	100,000		(企画料10,000円、講師料3,000円×2人、交通費2,000円×2人)×5回
3) 環境配慮型商品等の普及促進事業	0		
4) 調査研究、政策提言事業	0		
5) 情報受発信事業	0		
6) 環境学習施設等の管理運営事業	0		
7) その他事業	0	150,000	
2 管理費			
1) 役員報酬	0		
2) 給料手当	0		
3) 臨時雇賃金	0		
4) 福利厚生費	0		
5) 会議費	14,000		理事会6回、総会1回
6) 旅費交通費	14,000		会議参加交通費等
7) 通信運搬費	90,000		電話料6万円、郵送料3万円 等
8) 消耗什器備品費	0		
9) 消耗品費	120,000		事務用消耗品費等
10) 印刷製本費	120,000		パンフレット・チラシ印刷費
11) 光熱水料費	0		
12) 賃借料	120,000		事務所費
13) 保険料	30,000		損害保険料
14) 諸謝金	0		
15) 租税公課	0		
16) 雑費	0	508,000	
3 固定資産取得支出			
1) 電話加入権購入支出	0		
2) 什器備品購入支出	0	0	
4 予備費			
1) 予備費	0	0	
当期支出合計			658,000
当期収支差額			(17,000)
前期繰越収支差額			146,000
次期繰越収支差額			129,000

設立当初の役員（案）

特定非営利活動法人とよたエコ人プロジェクト

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	岩月 桂子	愛知県豊田市畝部東町茂衛前 21	無
理事	河原 勝則	愛知県豊明市栄町南館 3-1681	無
理事	小泉 達也	愛知県豊田市鴛鴦町中高根 113 番地 1 エクセルタウン高根台 D-101 号	無
理事	坂本 竜児	愛知県豊田市月見町 1-5-4 ハイム梅寿 11 号	無
理事	長嶋 一枝	愛知県豊田市住吉町 2-5-2	無
理事	萩原 喜之	愛知県名古屋市東区芳野三丁目 6 番 4 号 ダイアパレス東白壁 A 棟 515	無
理事	萩原 恵子	愛知県名古屋市東区芳野三丁目 6 番 4 号 ダイアパレス東白壁 A 棟 515	無
理事	松浦 貴子	愛知県豊田市深見町木戸 369-89	無
理事	南谷 五郎	愛知県豊田市京ヶ峰 2-1-205	無
理事	山口 重春	愛知県豊田市鴛鴦町深迫 16-1	無
監事	石村 正行	愛知県豊田市月見町 3-1-1	無

設 立 代 表 者 (案)

小泉 達也

事 務 所 (案)

愛知県豊田市鴛鴨町中高根 113 番地 1 エクセルタウン高根台 D-101 号

以上